平成２８年（フ）第１３９号
長野県松本市梓川倭3242番地６
債務者　石丸　康晴
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　愛川　直秀
４　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月14日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４０号
長野県安曇野市豊科高家1036番地48
債務者　西澤　仁
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　愛川　直秀
４　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月14日午前10時
６　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５１号
島根県大田市大田町大田イ14番地６
債務者　渡邊　和夫
１　決定年月日時　平成28年８月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　錦織　正二
４　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月８日午後３時15分
６　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１７３号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目12番地２　301号
債務者　武田　昌允
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　聡子
４　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月16日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３６０号
栃木県小山市犬塚１丁目10番地４　フラワーレジデンスフローラルＡ棟102号
債務者　下野　悟
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　亨
４　破産債権の届出期間　平成28年９月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月11日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４５９号
神奈川県藤沢市石川６丁目３番地の12
債務者　吉岡奈津子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　創吉
４　破産債権の届出期間　平成28年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月14日午前11時
６　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６１号
川崎市多摩区長尾２－９－８－202、住民票上の住所神奈川県藤沢市石川６丁目３番地の12
債務者　吉岡　秀充
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤本　創吉
４　破産債権の届出期間　平成28年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月14日午前11時
６　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５０号
静岡市清水区三保3266番地の17
債務者　水野　勝之
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大瀧　友輔
４　破産債権の届出期間　平成28年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月14日午後３時
６　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１８号
静岡県藤枝市仮宿1620番地の５
債務者　増田　文人
１　決定年月日時　平成28年８月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関谷　綾子
４　破産債権の届出期間　平成28年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年11月14日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９３号
兵庫県神崎郡福崎町八千種629番地１
債務者　藤岡　是
１　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
４　破産債権の届出期間　平成28年９月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月15日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５５号
愛知県西尾市上町猿ケ坂１番地　県営上町住宅５棟101号室、前住所愛知県西尾市上町猿ケ坂１番地　県営上町住宅４棟202号室
債務者　前田明こと　トラン　バン　ミン
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
愛知県豊田市田中町３丁目94番地３　リバージュ305号
債務者　山岡　絵美
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
愛知県刈谷市松栄町３丁目15番地２　ハイツ松栄Ａ207号、前住所愛知県刈谷市高須町坤34番地１　エルグランデ高須804号
債務者　西村　克美
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
愛知県西尾市吉良町瀬戸石ケ崎６番地２、前住所愛知県西尾市吉良町瀬戸下川田27番地
債務者　川上　雅子
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３２５号
大阪市住吉区墨江１丁目４番10号　東洋プラザ住吉503号、住民票上の住所大阪市住吉区長峡町４番６－201号
債務者　大門　亙
１　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部